

## 「基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間:平成23年11月2日(水)～平成23年12月1日(木)】

提出された意見	総務省の考え方
<p>【株式会社とちぎテレビから提出された意見】</p> <p>NHK総合放送での栃木県における県域放送について、平成23年6月2日付けで、栃木県知事から総務大臣あての要望書が提出されておりますが、その主旨は、</p> <p>① 災害時に、県民に対して複数のテレビ情報チャンネルができること。(地元県域テレビに加えて、NHKの情報が県民に提供できること。)</p> <p>② 観光や物産、イベントなど、本県の各種情報を首都圏、全国に向けて発信すること。</p> <p>の2点にあるものと考えております。</p> <p>本県においては、県・市町村、県内企業等が一体となった「オール栃木体制」により、平成11年4月にとちぎテレビが開局しました。現在では、平日で6時30分から午後9時55分までの間に合わせて6本、計190分のニュース番組を放送し、県内外の様々な情報を、質、量とも十分に県民に提供できていると自負しております。</p> <p>また、先の東日本大震災においては、地震発生直後から特別報道体制を敷き、様々な地域の情報を県民に提供することで、県民の生命・財産、日常生活の確保に大きな役割を果たし、県民からも高い評価を得ているところであります。</p> <p>こうした中で、来年4月からNHKが県域放送を開始し、地元の情報を放送することは、県域テレビ局の経営に大きな影響を与えるものであります。すなわち、NHKと極めて脆弱な経営基盤の県域テレビ局が同じ土俵で競合することは、結果として県域テレビ局の経営を圧迫し、ひいては、オール栃木体制で開局したとちぎテレビの存立そのものを揺るがすことにもなりかねません。</p>	<p>栃木県、群馬県におけるNHKの県域放送については、災害時の情報チャンネルの確保の必要性等から、栃木県、群馬県等からNHKの県域放送の実現を求める要望が総務省に対して寄せられたところです。</p> <p>総務省においては、上記要望を踏まえつつ、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の諸事情等を勘案して検討を行い、今回の基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部を変更することが適切であると判断したものです。</p> <p>NHKの県域放送の番組編集については、放送法第3条の放送番組編集の自由に関する規定のもと、放送法が定めるところに従い、NHKが自ら適切に行うべきものであります。NHKからは、当面3年間は1日30分程度の県域放送の実施を想定していると聞いているところです。</p> <p>総務省としては、県域放送を行う民間放</p>

先に述べたように、県・市町村、県民や県内企業がNHKに望む役割は、一義的には、「災害時における情報提供」と「本県情報の首都圏・全国への発信」の2点にあると考えております。したがって、NHKによる県域放送については、自ずとその放送時間枠・時間帯や放送内容に一定の歯止めと配慮があつてしかるべきであり、そのことについて、随時地元テレビ局等と協議し、その理解を得ながら行っていくべきであります。

一方で、とちぎテレビは、県域テレビ局としての当初の設立理念を忘れずに、今後とも地域の情報を幅広く取り上げ、県民に提供していくという役割を一層果たしていかなければなりません。

こうしたことから、これからの栃木県におけるNHKと県域テレビ局のあり方は、NHKと県域テレビ局が同じ土俵上で競い合う「競合関係」ではなく、それぞれの役割分担を踏まえた「共存関係」にあるべきと考えます。

#### 【群馬テレビ株式会社から提出された意見】

群馬テレビは、県民百年の計として「県民のための放送局」、「地元経済の活性化」への強い要望から、昭和46年4月に開局しました。

開局当初の理念・目的達成に向け、殊に最大の使命と考える県内情報の提供に注力し、文化の向上、県民生活の安全・安心はもとより地域コミュニティ造りに大きく貢献しているものと自負しております。

一方、NHKの大きな使命の一つは、県域テレビには出来ない関東広域圏という強力なネットワークを生かし、県内情報を首都圏・全国に発信することだと考えます。

NHKの県域テレビ放送参入は、非常事態発生時の災害放送に限っては、豊富な物量を誇るNHKの総力を挙げた報道体制により、県民に、より多くの情報が提供されるものと考えます。

しかしながら、その他の放送にあつては、県内の限られた経営基盤で県民の財産であるテレビ放送を守る地元テレビ局として、その計り知れない影響に危惧を覚えざるをえません。

送事業者とNHKの両者が放送による情報の多元的な提供を行うことにより、栃木県、群馬県の受信者に対し、災害情報を含む地域情報の充実等の効用がもたらされることを期待するものです。

<p>とりわけ、NHKの県域放送が存在しないという前提の下で、関東地方の独立局が誕生したこと、さらに関東地方の独立テレビ局は、東京キー局と何らのネットワーク関係を持たないという、特殊な歴史的事情も念頭に置く必要があると考えます。</p> <p>こうした状況に鑑み、NHKの県域テレビ放送実施にあたっては、放送時間や放送内容について一定の配慮があってしかるべきものと考えます。また、それらについて、常に地元テレビ局と協議し、その理解を得ながら実施すべきものと考えます。</p> <p><b>【社団法人日本民間放送連盟から提出された意見】</b></p> <p>栃木県、群馬県における地上デジタル県域放送サービスは、当該地域の民放事業者の経営に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、当該民放事業者の意向に十分配慮して行うよう要望する。</p> <p><b>【千葉テレビ放送株式会社から提出された意見】</b></p> <p>今回の一部変更案でNHKが県域放送を始める地域については、すでに長きにわたって県域放送を行っている民間の放送事業者が存在するので、その経営基盤に影響を与えるような番組編成は慎むよう強く求めます。</p> <p>また、今後、NHKが関東地区内で、さらに県域放送を広げていくことが懸念されますが、各県には弊社をはじめ県域放送を行っている民間放送事業者が存在し、ニュースや地域情報をきめ細やかに発信しております。</p> <p>NHKの県域放送の拡大は私たち民間放送事業者の経営基盤を大きく揺るがすもので、決して容認できるものではなく、県域放送の拡大に反対します。</p>	
<p><b>【一般社団法人電子情報技術産業協会から提出された意見】</b></p> <p>県域放送の開始で、視聴者の受信環境が変化する場合、視聴者に対し適切に対応する事を要望いたします。</p>	<p>NHKの県域放送の開始に伴い、視聴者の受信環境が変化する場合における視聴者への対応はNHKにおいて適切に行われるものであり、総務省としては、推移を注視してまいりたいと考えます。</p>

<p><b>【日本放送協会から提出された意見】</b></p> <p>NHKは、平成16年並びに平成23年に、栃木県、群馬県からそれぞれ、県域放送実現を求める要望を受けました。</p> <p>NHKはこうした要望に応え、地域のニュース・生活情報を中心に、防災情報やライフライン情報などもきめ細かくお伝えすることにより、公共放送としての使命を果たしていきたいと考えています。</p> <p>今回の措置は、栃木県、群馬県においてNHKによる県域放送を実現するものであり、賛成します。</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>
---	-----------------------------